

No.	⑤-27		R7 当初予算額	951 百万円の内数
事業名	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金		府省庁名	林野庁
概 要	地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、活動の実践を支援。			
支援対象	地域協議会、活動組織	補助率	(国費) 定額、1／2、1／3 以内 ※都道府県・市町村により上乘せがある場合あり	
対象事業	(活動組織が活用できる主なメニュー) 1 メインメニュー ア 地域活動型 広葉樹や松林等、里山林の多面的機能を維持・管理するための整備、里山林に高密度に侵入した竹の伐採・除去、里山林の資源のバイオマス・炭・しいたけ原木・伝統工芸品の原料等としての活用等、地域住民等が協力して行う里山林の整備及び森林資源又は竹林資源の活用の取組への支援。 イ 複業実践型 地域の里山林を森林資源として本格的に活用する取組（間伐及び間伐木の搬出等）への支援。 2 追加メニュー メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。 ア 機能強化 1 の活動の効果的な実施や、実施後にその効果を維持・強化のために行う、歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等。 イ 関係人口創出・維持 1 の活動の効果的な実施のため、地域外関係者の活動参加に必要な、地域外関係者との調整、参加受け入れに当たり行う環境整備等。 ウ 資機材等整備 上記 1 及び 2 のア、イの活動の実施に必要な資機材等の整備。			
支援内容	1 及び 2 のア、イは定額、2 のウは 1／2 以内又は 1／3 以内 (一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は 5 0 0 万円)			
離島での実績	令和 5 年度 利尻島、佐渡島、五島列島、壱岐島、対馬			
備 考	地域住民、森林所有者、自治会等 3 名以上の者で構成する活動組織を設立する必要があります。お申込み方法等は、各都道府県に設置された地域協議会にお問い合わせください。			
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室			
連絡先	03-3502-0048			
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html			